

## 船橋市保育体制強化事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、私立保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業において、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を、散歩等の児童の園外活動時の見守り等保育に係る周辺業務に活用するために必要となる経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育の体制を強化し、児童の園外活動時の安全管理を図るとともに、保育士の負担を軽減することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であつて、船橋市内に所在するものをいう。

2 この要綱において「保育支援者」とは、平成26年4月1日以降、新たに保育所等に配置された保育士資格を有しない者で、その費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付及び国及び地方公共団体が実施する補助金等の交付対象となっていない者とする。

3 この要綱において「児童の園外活動時の見守り等」とは、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行うことをいう。

4 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法及び認定こども園法の例による。

### (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、保育所等の設置者（以下「補

助事業者」という。)であって市長が適当と認める者とする。

(補助事業の要件等)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、保育所等が保育支援者を配置する事業とする。

2 保育支援者は、児童の園外活動時の見守り等を行うものとする。

3 前項の規定のほか、保育所又は幼保連携型認定こども園の保育支援者は保育に係る次の周辺業務のうちいずれか1つ以上を行うこと。

(1) 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃

(2) 給食の配膳・あとかたづけ

(3) 寝具の用意・あとかたづけ

(4) 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳

(5) 上記に掲げるもののほか、保育士の負担軽減に資する業務

4 保育支援者は、児童の園外活動時の見守り等を行うに当たり、市が認めた交通安全講習会等を修了すること。また、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)に留意して実施すること。

5 本事業を実施する保育所等は、実施計画書を提出しなければならない。実施計画書には、①本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(保育支援者の配置を除く。)を記載すること。

(補助対象費用)

第5条 補助金の交付の対象となる費用は、補助事業の実施のために必要な報酬、給料、職員手当及び委託料等で、市長が適当と認める費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、保育所又は幼保連携型認定こども園が補助事業を実施する場合は1か所当たり月額145,000円以内とし、小規模保育事業所

が補助事業を実施する場合1か所当たり月額45,000円以内とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に、市長が必要と認める書類を添えて、別表に掲げる日までに、市長に申請しなければならない。

(1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則(昭和54年船橋市規則第63号)第1号様式

(2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第1号様式

(3) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第1号様式

(交付可否の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、申請者に通知するものとする。

(1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則第2号様式

(2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第2号様式

(3) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第2号様式

(交付請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、すみやかに市長に請求しなければならない。

(1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則第3号様式

(2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助

金交付要綱第3号様式

(3) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第3号様式

(交付の時期)

第10条 前条の規定による請求に係る補助金については、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

(報告の義務)

第11条 前条の規定により交付を受けた申請者は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、市長に報告しなければならない。

(1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則第4号様式

(2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第4号様式

(3) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第4号様式

2 市長は、必要があると認められるときは、事業の執行の状況等に関し、申請者等から報告を求めることができる。

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、その旨を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、申請者に通知する。

(1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則第5号様式

(2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第5号様式

(3) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第5号

## 様式

(交付決定の取消等)

第13条 偽りその他不正の手段により補助金交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第14条 申請者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。ただし、消費税額及び地方消費税額を補助金の交付の対象となる費用に含めないで第11条の規定による実績報告を行った場合には、この限りでない。

- (1) 保育所 船橋市私立保育所運営費補助金交付規則第6号様式
- (2) 幼保連携型認定こども園 船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第6号様式
- (3) 小規模保育事業 船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第6号様式

(関係書類の整備)

第15条 申請者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間整備しておかなければならない。

(予算措置)

第16条 この要綱による補助金の交付は、国の補助事業を活用して行うため、当該補助事業が縮小され、中止され、又は廃止される場合には、当該事業を縮小し、中止し、又は廃止する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

期別	申請期限
第1四半期(4.5.6月分)	7月15日
第2四半期(7.8.9月分)	10月15日
第3四半期(10.11.12月分)	1月15日
第4四半期(1.2.3月分)	3月31日